

受付	個人質問	第号
	令和年月日	時分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和5年11月22日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 水野勝康

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>重層的支援について</p> <p>現在、役所における縦割り型の相談窓口の機能だけでは解決できない問題が増加し、従来の相談窓口だけでなく、地域社会とも連結し、多様な観点・角度から支援を行う取り組みが重層的支援として進められている。社会が多様性を増していく中で、住民の困りごとにもまた多様化・複雑化していくことは避けられない。</p> <p>重層的支援の現状と今後について伺う。</p> <p>(1) 長久手市は重層的支援について先進的な取り組みをしている自治体と評価されているが、今までの取り組みをどのように自己評価するか。</p> <p>(2) 重層的支援の構築にあたり、問題視されてきた従来の「役所の縦割りの弊害」とは具体的にどのようなことか。</p> <p>(3) 部署・職員の横の繋がり・やり取りが重要となるが、職員に対する重層的支援の研修はどのようなか。</p> <p>(4) 重層的支援は市役所の職員のみならず、地域団体、地域住民、NPO、他の官公署など多様な担い手が関与することが想定されているが、研修や周知活動はどのようなか。</p> <p>(5) 現在は、相談業務が外部化されていることも少なくないが、外部化された相談員と市の職員との役割分担はどのようなか。</p>	

	<p>(6) 外部化された相談窓口では、一般的に相談件数や相談時間といった数字が評価基準として重視される傾向にあるが、重層的支援を進める上では障壁になるのではないかな。</p> <p>(7) 伴走型支援・伴走支援については時間がかかる上、ゴールが見えにくい、人事異動の際の引継ぎの仕組みはどのようなかな。</p> <p>(8) 市役所の部署・職員だけでなく、地域団体や警察をはじめとする様々な関係機関が連携して対応する構想だが、情報共有の仕組みはどのようなかな。</p> <p>(9) 重層的支援にあたっては、働き方や働く場の対応については労働基準監督署や公共職業安定所、老齢・障がいなどの対応については、日本年金機構との連携が必要と考えるが、長久手市や厚生労働省の重層的支援の資料からは関係がはっきりしない。どのような連携体制をとっているのかな。</p> <p>(10) 市民の行動範囲が長久手市内に留まるものではない以上、他の自治体との連携も必要になると考える。重層的支援について自治体を跨いだ連携についてはどうか。</p> <p>(11) 重層的支援の考え方は平時だけでなく、災害時の対応にも活用できると考えるがどうか。</p>	
2	<p>市役所におけるハラスメント防止について</p> <p>良質な公共サービスを住民に提供していくためには職員の能力を引き出す必要があり、職員の能力を引き出すうえで、ハラスメントは大きな障壁となる。また、若い世代は良質な職場環境を重視するため、ハラスメントがある職場では当然ながら優秀な職員の採用・定着も困難となる。</p> <p>誰しもがハラスメントの被害者・加害者となり得る今日、意識しての啓発・対策は欠かせない。また、全国的に首長・議員から職員に対するハラスメントも問題になっている。過去にハラスメント防止は議会質問として取り上げられているが、改めてハラスメント防止の取り組みについて伺う。</p> <p>(1) ハラスメントの防止に関して、どのような取り組みをしているかな。</p> <p>(2) ハラスメント防止の研修について、受講対象・頻度はどのようなかな。</p> <p>(3) ハラスメントの相談窓口には過去どのような相談があったかな。</p> <p>(4) 相談窓口以外に、ハラスメントを早期発見して解決す</p>	

	<p>る取り組みをしているか。</p> <p>(5) ハラスメント発生時の対応について、マニュアルはあるか。</p> <p>(6) 実際のハラスメント対応として、どのような事例があったか。</p> <p>(7) ハラスメントを含む不祥事では第三者委員会を立ち上げることが多くなっている。常設でないとしても第三者委員会の枠組みについて考えているか。</p> <p>(8) 市役所職員と事業者従業員間のハラスメントについての実態はどうか。</p>	
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--